

坂監公表第 3 号

職員措置請求(住民監査請求)に係る監査結果の公表（坂出市社会福祉協議会に対する「ふれあい型食事サービス」に関する助成金の支出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、職員措置請求(住民監査請求)に係る監査を行ったので、監査結果を公表します。

令和8年8月3日

坂出市監査委員 吉田 耕一

坂出市監査委員 植原 泰

住民監査請求に係る監査の結果
(坂出市社会福祉協議会に対する「ふれあい型食事サービス」に関する助成金の支出)

第1 請求の受理

1. 請求人

住所・氏名 省略

2. 請求書の受付日

令和8年6月11日

地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件審査の結果、請求の対象や違法事由等が明確性を欠いていたため、令和8年7月8日付で補正命令を行い、請求人から令和8年7月10日に補正書が提出された。

3. 請求の内容

(1) 請求の趣旨（要旨）

監査委員は、坂出市長及び関係職員に対し、坂出市から坂出市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）を通じて各地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）へ支出された「ふれあい型食事サービス」助成金について監査を実施し、違法又は不当な公金支出が認められた場合には、関係者への損害の補填及び返還請求等の必要な措置を講ずるよう勧告されたい。また、今後の助成金支出について、事業実施状況及び対象者要件等の確認を徹底し、適正な執行を行うよう勧告されたい。

(2) 求める措置（要旨）

1. 本件助成金について監査を実施し、事業実施の有無及び具体的な支出状況、利用者数、利用者負担金の徴収状況及び助成金の使途を確認されたい。
2. 令和7年度に支出された前期637,000円及び後期521,350円について、領収書、実施記録その他の客観的資料により支出の適正性を確認されたい。
3. 監査の結果、事業実施の事実又は助成金の使途を客観的資料によって確認できない支出、不適切な支出その他違法又は不当な公金支出が認められた場合には、市に損害が生じているものとして、その原因及び責任の所在を明らかにされたい。その上で、各地区社協その他の交付先（者）に対して返還請求が可能な場合には返還請求を行うよう勧告されたい。また、返還請求が行えない場合又は市の確認義務違反その他関係職員の故意若しくは重大な過失により損害が生じたと認められる場合には、市長、副市

長及び本件支出の審査、決裁又は執行に関与した関係職員に対し、地方自治法に基づく必要な損害回復措置その他必要な措置を講じるよう勧告されたい。具体的には、令和7年度に支出された1, 158, 350円について、返還を求める措置について監査委員会において検討されたい。

(3) 請求の理由（要旨）

①事業の概要

坂出市では、「ふれあい型食事サービス」を実施しており、市から市社協を通じて各地区社協へ助成金が交付されている。市社協ホームページ掲載の「小地域福祉活動総合推進事業（平成8年4月1日施行・平成27年4月1日改訂）」では、ふれあい型食事サービスについて、「高齢者・障がい者等の希望者に月1回以上の食事サービス（配食・会食）を実施する。利用者は費用の1/2～1/3を負担金として支払う。」と定められている（事実証明書1）。

②事業内容が要綱等と著しく異なっていること

各地区の実施内容を見ると、対象者や実施方法が地区ごとに大きく異なっており、公表されている事業内容との整合性が確認できない状況である。（事実証明書2）

「高齢者・障がい者等の希望者」ではなく、「70歳以上独居」「75歳以上独居」「80歳以上高齢者世帯」などに限定され、年齢要件を設けた独居高齢者中心の事業として運用されており、障がい者であっても年齢要件を満たさない者は利用対象とならない地区が多数存在している。

また、林田地区、府中地区、松山地区では無料配食又は無料給食と明記されており、事業の実施要件として公表されている「利用者は費用の1/2～1/3を負担金として支払う」との内容との整合性が確認できない。

その結果、以下のことが認められる。

- ・障がい者等の希望者が利用できる制度として運用されていない可能性
- ・利用者負担金の徴収が行われていない可能性、対象外の者も無料で飲食している可能性
- ・地区ごとに著しい運用差が存在する可能性

③助成金支出の実態確認が困難であること

令和7年度において、市は各地区社協に対し、1, 158, 350円の助成金を支出している。

しかし、請求者が行政文書公開請求により入手した資料によれば、これらの支出に際し、食事提供回数、利用人数、利用者負担金徴収額、支出内訳等を確認できる実施記録や明細書等が添付されていない。そのため、支出について、助成金の使途や事業実施状況を確認するための資料が存在しない、又は市が保有していないことから、適正な公金支出であったかを検証することが極めて困難である。

また、事業の実施要件として公表されている「利用者は費用の1/2～1/3を負担金として支払う」との取扱いについても確認することができない。一部地域のみ無料でサービスが提供されている場合には、税金による支出であるにもかかわらず、地域によって利用者負担に著しい差が生じている可能性がある。

本件では、事業実施の有無、助成金の使途及び利用者負担金の徴収状況について、市が確認すべき資料を保有していないため、公金支出の適正性を客観的に検証することが困難な状況にある。また、助成額が適正であるかを検証することができない状態となっている。

④違法又は不当な支出に当たる理由

市が十分な確認を行わず助成金を支出する状況が当たり前となっている、歪な支出が長年続いており、違法又は不当な公金支出に該当する可能性がある。

- ・公表された事業内容と実際の運用との間に重大な乖離が認められること
- ・利用者負担金徴収の有無が確認できないこと
- ・実施記録等による事業実績の確認ができないこと
- ・助成金の支出根拠及び適正性を検証できないこと

⑤市が事業実施及び助成金使途を確認していない疑い

請求者は行政文書公開請求により、本件助成金に関する開示を求めたが、市が保有していた資料は地域別の支払額を示す一覧表程度であり、事業実績報告書、利用者数を確認できる資料、利用者負担金の徴収状況を確認できる資料、領収書その他支出内容を確認できる資料は存在しないとの回答であった。そのため、本件では事業実績及び支出内容を確認できる資料が存在せず、十分な確認が行われたかについて重大な疑義がある。

⑥経緯及び監査請求に至る経過

請求者は長期間にわたり疑問を抱いており、2024年12月頃には市社協責任者へ対面で要望及び疑問を伝えた。その後も、2024年12月から2025年にかけて、市社協責任者、ふくし課及び坂出市に対し、事業内容と実際の運用との不整合、利用者負担金の取扱い及び対象者の偏り等について、複数回にわたり改善要望及び質問を行った。これに対し、市からは、各地区社協へ改善を求めていることや、市社協と協議を行っている旨の説明がなされた。しかし、その後も改善は確認できず、2026年5月には、請求者に対し、各地区社協へ直接確認してほしい旨の説明がなされた。

本件事業は、高齢者及び障がい者の生活支援として重要な役割を有するものである。しかしながら、現在の運用では地区ごとに対象者、利用条件および実施内容に大きな差異が認められる。

障がい者が利用対象となる場合であっても、地域住民や地域組織への障がいの事実を明らかにしなければ利用が困難であるとすれば、利用希望者にとって大きな心理的負担となる可能性がある。障がいに関する情報は極めて慎重な取扱いが求められる個人情報であり、そのような事情によって利用を断念する者が生じるのであれば、事業目的との関係でも問

題がある。

(4) 事実証明書

事実証明書 1

市社協ホームページ「小地域福祉活動総合推進事業」の写し（令和8年5月27日印刷）

事実証明書 2

市社協ホームページ掲載の各地区社協活動内容の写し（令和8年5月27日印刷）

事実証明書 3

行政文書公開請求により申請者が入手した令和7年度前期・後期の地域別助成金支出資料（令和8年5月閲覧分）

事実証明書 4

行政文書公開請求により申請者が得た通知（令和8年5月における通知）

事実証明書 5

新聞広告（坂出民報 しのはら光一議員、発行日2026年4月と書かれている）

(5) 補正書（要旨）

①対象となる事実の特定（別紙1）

坂出市社会福祉事務所に問合せをした結果、以下の回答を得た。

正式な事業名：食事サービス

助成金の名前：地域の社会福祉協議会の地域福祉活動の助成金

坂出市ふくし課へは、行政文書公開請求を行ったところ、関係条例等、事業や支払いの決裁書は公開されず、文書不存在とされ、公開された資料は2枚のみである。

添付資料1：令和8年5月19日付の行政文書一部公開決定通知書

添付資料2：1において公開された文書2枚

※上記添付資料は、令和8年6月11日に提出された事実証明書と同じものである。

②対象職員等の特定

当該事務について、数年に渡り、目安箱やパブリックコメントにおいて、同様の内容の提言を受け取り、かつ、確認しているはずであるが、何の改善も行わなかったと考えられる職員は、把握している範囲で以下のとおりである。

- ・市長、副市長
- ・健康福祉部長（前任者、現任者）
- ・ふくし課長（前任者、現任者）
- ・ふくし課長補佐（前任者、現任者）
- ・ふくし課担当者（前任者、現任者）

- ・市社協 役職者

4. 請求の要件審査及び受理

本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年7月10日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1. 監査対象事項等

本市から市社協を通じて各地区社協へ支出された「ふれあい型食事サービス」助成金について、違法又は不当な公金支出の有無。

2. 監査対象機関

健康福祉部ふくし課

3. 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 請求人の陳述等

地方自治法第242条第7項の規定に基づき陳述を聴取した。

(2) 請求人の陳述の要旨

陳述の内容は、市社会福祉協議会への本件補助金支出の適正性や、当該事業の運営手法について、現状の制度運用に対する疑念や見直しの必要性など、請求書に記載された主張の趣旨を改めて補足し、その正当性を強調するものであった。

(3) 陳述に対する判断

本件陳述の内容は、当初の請求理由を補足及び強調するにとどまり、本件請求に係る事実関係や法令解釈の判断に直接的な影響を及ぼすに足りる新たな証拠、または特段の事実の提起とは認められなかった。

4. 監査対象機関の陳述及び弁明書の提出

(1) 監査対象機関の陳述等

地方自治法第199条第8項の規定に基づき陳述を聴取した。

(2) 監査対象機関の陳述の要旨

関係職員への事情聴取及び提出書類の精査を行った結果、以下の事実が認められた。

①当該事業の目的と実施状況について

本請求において対象となっている「ふれあい型食事サービス」は、坂出市長寿社会ふろさと福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき、地区社協が実施している地域福祉活動に対する経費を助成するものとして、市から市社協に補助金として支出している。

本事業は、「長寿社会に適応した地域福祉活動を積極的に展開する地域の取組みに対し補助金を交付することにより、市内に居住する者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進すること」を目的としている。また、本事業の対象は、地域福祉活動運営助成金と地域福祉活動推進助成金に分かれ、「食事サービス」は地域福祉活動推進助成金の対象となる事業の一部であり、地区社協は「食事サービス」以外にも仲間づくり活動やボランティア養成講座等、さまざまな活動を行っている。

令和7年度においては、市内12地区中8地区で、高齢者・障がい者等の希望者に概ね月1回以上の食事サービス（配食・会食）を実施している。小地域ネットワーク活動の対象とならない人や、仲間づくり活動・居場所づくり活動へ参加しない人に対する見守り・安否確認・ニーズ把握等の役割を担っており、地区を基盤として実施する、住民が主体的に行うボランティア活動に対する助成である。

②補助金交付における経理上の手続・運用の流れについて

坂出市補助金交付規則に基づき、市から市社協へ補助金を支出し、市社協から地区社協に対して実施状況に応じた助成金を支出しているものである。

③当該補助金の実施状況の確認方法について

市は、市社協から提出された補助金等実績報告書にて実施状況を確認している。市社協は、地区社協から提出された実績報告書・実績内訳書にて実施状況を確認している。

④本請求における、請求人が主張する内容についての見解

人口規模・活動者数・実施体制等が地区ごとに異なるため、一律の要件で実施できるものではなく、住民が実施するボランティア活動の一環であり、委託事業等ではないため、地区ごとの差異は発生する。

事業として高齢者のみを対象とするものではなく、障がい者や調理困難者など支援や見守りが必要な人を対象としているが、地域の実施体制等の現状から、各地区で独自に一定の要件を設けているのが現状である。利用にあたっては、自治会長や民生委員が申込窓口となっている地区も複数あり、障がい者等の希望者からの申し出があれば利用の検討は可能と思われる。

なお、「ふれあい型食事サービス」は利用者から費用の一部を負担金として徴収しているものである。一方で、「ふれあい型食事サービス」以外に同様の食事サービス等を実施している友愛訪問活動については、地域住民の状況を把握することを目的としているため

自己負担無料で実施している。地区によってはこれらの活動内容の表記が食事サービスとなっており、区別がつきにくくなっていると思われる。

第3 監査の結果

1. 監査の結果

監査の結果本件請求は、棄却とする。

2. 監査結果の理由

本件請求について、監査委員が実施した現地調査、請求人による陳述、関係課職員への事情聴取並びに提出された関係書類等を総合的に勘案し、慎重に審査した結果、本件請求を棄却とした理由は以下のとおりである。

まず、請求人は、地区社協が主体となって実施しているふれあい型食事サービス事業において、市が市社協を通じて地区社協に助成金を支出しているため、市は地区社協が事業を実施したことを確認する必要があるとしている。しかしながら、市に対して行政文書公開請求をしても領収書等の証拠書類を市が文書不存在として公開せず、助成金の使途や事業実施状況を確認する資料が存在しない、又は市が保有していないことから、適正な公金支出であったか検証することができず、違法・不当な行為である疑いがあると主張している。

これについて調査を進めるにあたり、当該事業の市補助金支出における事務について、坂出市長寿社会ふるさと福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき、その適法性及び妥当性について検討した。

本請求の対象となる「ふれあい型食事サービス」に関する助成金は、坂出市長寿社会ふるさと福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき、地区社協が実施している地域福祉活動に対する経費を助成するものとして、市から市社協に補助金として支出しており、本事業は、「長寿社会に適応した地域福祉活動を積極的に展開する地域の取組みに対し補助金を交付することにより、市内に居住する者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進すること」を目的としている。

本補助金交付要綱第2条において、「市は、前条の目的の達成に資するため、坂出市内の地区社協が行う次条第1項に掲げる事業に要する経費を対象として、市社協が地域福祉活動推進助成金を助成する場合に、その助成経費に対し、市社協に補助金を交付すること」とあり、同要綱第3条第2項において、「市社協は、坂出市地域福祉活動推進助成金交付要綱を制定し、次の各号に定める助成金の区分毎に、助成事業の範囲および助成金算出方法等を定めるものとする」とされている。

「ふれあい型食事サービス」は、高齢者・障がい者等の希望者に概ね月1回以上の食事サービスを実施しており、小地域ネットワーク活動の対象とならない人や、仲間づくり活動・居場所づくり活動へ参加しない人に対する見守り・安否確認・ニーズ把握等の役割を担って

いる地区社協が実施している地域福祉活動の一部であり、その活動内容は本事業の目的に沿ったものである。

加えて、市社協は坂出市補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書や補助金実績報告書を市に提出し、市担当課はその内容を適正であると判断し、補助金の交付決定・支出・確定を行っており、財務会計上の事務取扱は適正に行われている。

請求人は、市において地区社協が実施した事業に係る領収書等を確認すべきである旨を主張しているが、本事業の補助金は間接補助の形態をとるものであることから、市が直接地区社協が実施した事業に係る領収書等を確認する義務を負うものではない。したがって、市が直接個別の領収書の確認等をしていないことをもって、直ちに本件補助金の支出が違法または不当であるとはいえない。

また、本件についての調査の結果、市社協においては、地区社協から提出された事業報告等の資料に基づき、事業実施の確認を行っていることが認められた。このように、市社協において事業実施の適否を確認する仕組みが講じられており、事業の実施状況は十分に確認されていると認められる。したがって、請求人の主張に理由はない。

次に、請求人は、市社協のホームページにおいて、公開されている事業内容は、高齢者・障がい者等の希望者が対象で、利用者は費用の1/2～1/3を負担金として支払うこととなっているが、地区社協の活動内容を確認すると、実際には年齢制限を設けている地区が多く、高齢者が中心の事業となっており、無料で食事サービスを実施している地区も見受けられ、事業内容と実際の運用との間に重大な乖離が認められると主張している。

しかしながら、「ふれあい型食事サービス」は、地域住民が主体となって行うボランティア活動の一環であり、地区ごとの人口規模や実施体制に応じて柔軟に運営されるべき性質のものである。そのため、地区ごとに活動内容や利用条件に差異が生じることは当然の範囲内であり、違法又は不当な点は認められない。

次に、請求人は、高齢者・障がい者の希望者が対象と明記されていても、多くの地区で年齢制限が設けられ、高齢者以外の希望者は利用しにくい状況であると主張している。

これについて調査を進めたところ、本制度は高齢者に限定せず、障がい者や調理困難者など支援や見守りが必要な人を広く対象としており、申し出があれば高齢者以外であっても利用の検討を可能とする柔軟な運用がなされていることが認められた。同事業は、地域住民が過度な負担なく実施できるボランティア活動としての性質を持つものであり、高齢者以外の対象者にも対応できる運用が確保されている以上、違法又は不当なものとは認められない。

本事業の実施実態や補助金の手続きについては、事前の照会等により把握が可能なものであり、請求人の主張は客観的な事実に基づかない独自の推測に留まるものと言わざるを得ない。

よって、本事業に対する市補助金の支出に関し、違法又は不当に怠る事実とは認められないことから、本件請求については、これを棄却する。

第4 意見（留意事項）

本件請求は棄却とするものの、市補助金が間接補助の形態をとる場合であっても、それが不正に使用されることがないように、市においても十分に実施状況を確認することが望ましい。現状において、各地区社協が実施する事業の実施状況は、市社協が確認している。また、各地区社協においても独自に会計処理や監査が行われている。このように、複数人によるチェックが機能しており、一定の確認体制は構築されているものと認められるが、補助金の交付主体である市において、その執行状況を直接把握・確認する仕組みとしては、まだ見直しの余地がある。

今後は、市においても、市社協で保管されている各地区社協の実績報告書や実績内訳書等を適宜確認するとともに、各地区社協の総会資料等により事業報告内容や決算書を確認する等の措置を講じることも検討されたい。